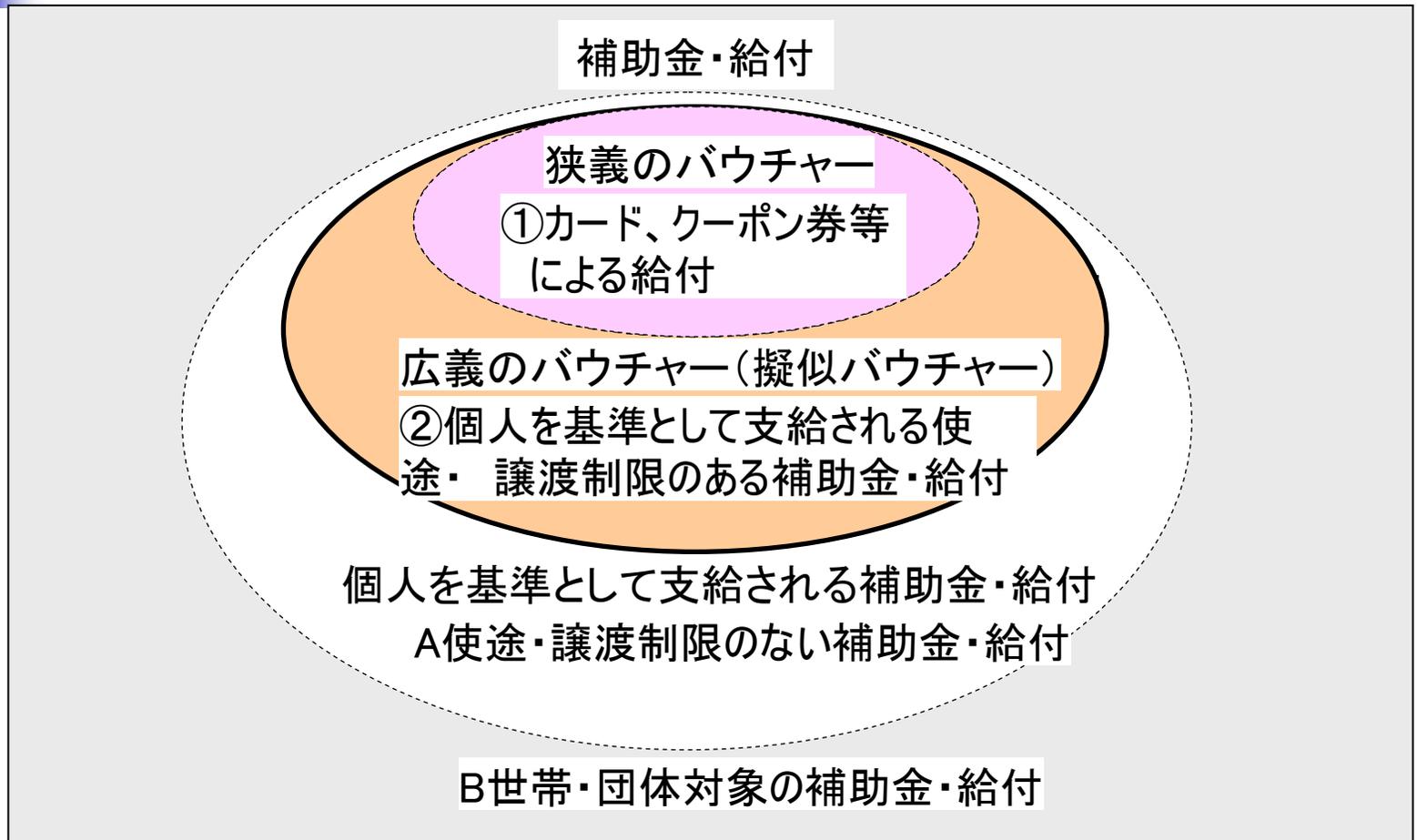


# 株式会社日本総合研究所報告資料

---

## 「教育バウチャー制度に関する調査」

# 文献からみた「バウチャー」の定義



# 教育関連バウチャーの具体例①

## ①カード・クーポン券などによる給付

教育関連分野	<ul style="list-style-type: none"><li>・教育バウチャー（米ミルウォーキー市、クリーブランド市、ワシントンDC）</li><li>・保育バウチャー（独ハンブルク市州）</li></ul>
それ以外	<ul style="list-style-type: none"><li>・フードクーポン（米）</li><li>・乳幼児医療費助成（日）</li></ul>

※廃止になったもの： イギリスの保育バウチャー

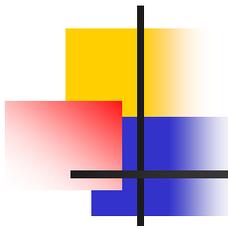
※スウェーデン・ナッカ市の保育バウチャーも最初はクーポン配布

# 教育関連バウチャーの具体例②

## ② 擬似バウチャー

<p>発券はないが、生徒数に応じた補助； “money following pupils” の原則に従ったもの</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>・教育バウチャー（スウェーデン、ニュージーランド、オランダなど）</li><li>・保育バウチャー（スウェーデン、ニュージーランドなど）</li><li>・生涯学習・能力開発バウチャー（イギリス、オランダ、アメリカの一部）</li></ul>
<p>奨学金</p>	<p>各国で実施</p>

※廃止(案)になったもの： イギリスの教育バウチャー、  
イングランドの個人学習勘定、スウェーデンの生涯学習バウチャー



# 給付対象者の制限

●対象者全員に給付

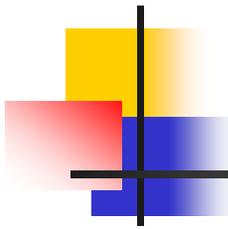
●条件付で給付

- ・低所得者
  - ・低所得で能力が高い学童
  - ・居住地域に公立校がない場合
  - ・成績不良校の学童
  - ・障害児
  - ・学習障害児
- など



# 給付対象校の制限

全校	公立・私立の区別なし
公立校限定	私立校も補助されることがあるが、その金額は少ない
私立校限定	一般的に低所得世帯に限定した奨学金的性格



# 対象校における選別

選別なし	無条件に受け入れ(定員超過したときは学校や教室を増設) または、 定員をオーバーしたときのみくじ引きなどで無作為選別
選別あり	優先順位あり(優先的なケアが必要な者、親が求職中の者など)
	試験、過去の成績、書類審査など

# アメリカの教育バウチャー

- ◆ 学校選択の一手段として公的教育分野で実施。



- ◆ 全米6地域で実施。

- ・ミルウォーキー市・クリーブランド市・ワシントンDC:  
低所得者が私立学校に通学する際の学費補助  
(マイリティや低所得層が多く社会経済的に困難な地域)
- ・フロリダ州:  
学校評価が低い学校からの転校機会を提供するもの、  
学習障害児への転校機会を提供するもの の2種
- ・メイン州・バーモント州:  
公立学校の不足地域で私立学校に通う生徒に補助

# イギリスの教育・保育バウチャー⇒ 廃止

- ◆ サッチャー政権下で教育・保育バウチャーともにあったが、バウチャー制度に反対であった現政権下で廃止された。

※教育バウチャー: Assisted Places Scheme

優秀だが経済的余裕のない家庭の子供に対して、  
教育条件の良い独立校の授業料を国が負担

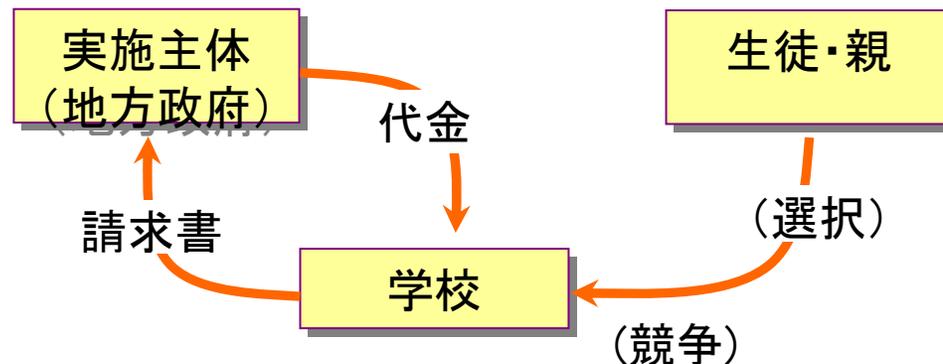
※保育バウチャー: Nursery Voucher Scheme

義務教育就学直前年(4歳児)を対象に、  
義務教育開始までの1年間分の定額バウチャー

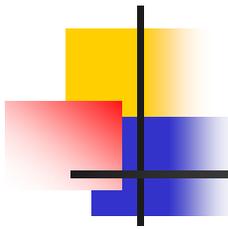
- ◆ 現在はバウチャーに代わり、
  - ・3・4歳児への一定期間の無償教育提供
  - ・一般成人対象の個人学習勘定(ILA)⇒イングランドで休止
  - ・学業や職に就いていない若者(ニート)対象の学習カード

# スウェーデンの擬似教育バウチャー

- ◆教育バウチャー(擬似)は全コミュニティで義務教育および高等学校を対象に実施。
- ◆バウチャーとは呼ばず、学校選択の自由(valfrihet i skolan)あるいは私立校補助制度などと呼ばれる。
- ◆居住市内外・公私立いずれも選べる。

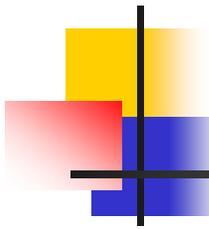


- ◆そのほか、一部地域で保育バウチャーも実施。
- ◆一般成人対象の能力開発バウチャーは廃案。



# オランダの擬似教育バウチャー

- ◆とくに名称はないが、Freedom of educationとして、どのような主体であっても学校を設立できる自由と、承認された私立校は公立校と同じ基準で国の補助を受けることが憲法で謳われている。
- ◆公立・私立ともに完全に平等に補助金が支給され、人件費、建物、その他コストに対し、義務教育期間（初等教育・中等教育のうち5～16歳までの部分）については全額、生徒数に応じて補助される。



# ドイツの保育バウチャー

- ◆ドイツではじめてのバウチャー制度として、ハンブルク市州で2003年8月より導入。名称：Kita-Gutschein
  
- ◆3歳以上の児童対象に、以下の優先順位で給付。
  - ①社会的、教育的緊急度のある児童
  - ②両親が失業中、生活保護世帯
  - ③言語障害児
  - ④片親家庭
  - ⑤はじめての利用者
  - ⑥その他社会的・教育的ニーズのある者
  - ⑦求職活動中

ただし、3歳から就学前までの年齢で1日4時間分だけであれば優先順位なくだれでも受けられる。

# 各事例の導入目的(アメリカ)

事例(いずれも教育バウチャー)	導入目的
ミルウォーキー市 Milwaukee Parental Choice Program	<ul style="list-style-type: none"> <li>・親の学校選択の拡大</li> <li>・学校間の競争促進</li> </ul>
クリーブランド市 Cleveland Scholarship and Tutoring Program	<ul style="list-style-type: none"> <li>・低所得の生徒に対する学費支援</li> <li>・教育プログラムの悪い学校に在籍している生徒に対する学校の選択肢の拡大</li> </ul>
ワシントンD.C. Opportunity Scholarships	<ul style="list-style-type: none"> <li>・低所得層に対してよりよい学校を選ぶための選択肢の提供</li> </ul>
フロリダ州 A+ Opportunity Scholarship Program	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パフォーマンス評価が悪い学校に在籍する生徒が他校に転校する機会を付与</li> </ul>
フロリダ州 McKay Scholarships for Students with Disabilities Program	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害児に対する支援</li> </ul>

# 各事例の導入目的(イギリス)

事例	導入目的
教育バウチャー Assisted Places Scheme	<ul style="list-style-type: none"><li>・平均能力を超える低所得の生徒への教育機会の提供</li><li>・グラマースクールに代わる大学進学コースの保障</li><li>・親の学校選択を拡大</li><li>・地方教育当局から各学校への責任移管</li></ul>
保育バウチャー nursery voucher scheme	<ul style="list-style-type: none"><li>・就学前教育の機会の拡大</li><li>・サービス供給の多様化</li><li>・親による選択の自由拡大</li><li>・サービスの質の向上</li><li>・保育事業における政府への依存度の軽減</li></ul>

# 各事例の導入目的(スウェーデン)

事例	導入目的
教育擬似バウチャー School Choice	<ul style="list-style-type: none"><li>・意志決定権(学校への補助と運営)を国から地方政府へ委譲し、地方政府の教育への関与を強化</li><li>・選択を自由にすることにより、親のニーズにより応えた学校に変えること</li></ul>
ナッカ市保育バウチャー Child-care Cheque	<ul style="list-style-type: none"><li>・親による選択の自由拡大</li><li>・それに伴うサービス事業者への影響の増大</li><li>・就学前サービス事業における政府依存度の軽減</li></ul>

# 各事例の導入目的(その他)

事例(いずれも教育 擬似バウチャー)	導入目的
特別個人資格プログラム: Targeted Individual Entitlement Scheme (ニュージーランド)	・教育制度を分権的・市場経済的に改革することを主眼とした「明日の学校 (Tomorrow's School)」計画の一環として実施。 ・貧困階層の子弟に私立学校入学のための資金供給が目的
私立学校の公費による補助 (オランダ)	・宗教的自由に基づく学校選択を保障

# 各事例に対する評価(アメリカ)

	正の効果	負の効果
ミルウォーキー市	<ul style="list-style-type: none"><li>・高校卒業率上昇</li><li>・親の満足度向上</li><li>・学校施設の財政難の解消</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・財政難の学校が急激に生徒を増やしたことによる質の低下</li><li>・私立校の高コスト化</li></ul>
クリーブランド市	<ul style="list-style-type: none"><li>・公立校の質向上</li><li>・親・生徒の満足度向上</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・公立校間の競争激化</li><li>・受給できなかった人の不満、不公平感</li></ul>

# 各事例に対する評価（イギリス）

	正の効果	負の効果
教育 バウチャー (廃止)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・一部の生徒に特権的な教育を与えるもので、社会的公正に反した</li> <li>・利用者の大多数は高学歴家庭</li> </ul>
保育 バウチャー (廃止)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・就学前教育の機会拡大</li> <li>・保育施設間の競争激化</li> <li>・カリキュラム等の認定基準の明確化</li> <li>・サービスの質向上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民間の新規参入は促進されず</li> <li>・就学前サービスの画一化</li> <li>・地域格差の発生</li> <li>・進学を念頭においた保育サービスの選択</li> <li>・競争激化によるボランティアの保育所の閉所</li> <li>・バウチャー発行のための追加的コストの発生</li> </ul>

# 各事例に対する評価（スウェーデン）

	正の効果	負の効果
教育バウチャー	<ul style="list-style-type: none"><li>・学校間競争の促進</li><li>・学校の供給増</li><li>・公立校生徒の成績向上</li><li>・生徒の選択肢拡大</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・社会的格差の拡大</li></ul>
保育バウチャー (ナッカ市)	<ul style="list-style-type: none"><li>・サービス供給者多様化</li><li>・待機児童の解消</li><li>・柔軟なサービス提供の実現</li><li>・親の満足度向上</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・曜日単位の時間保育に対応するため、保育施設側の負担の拡大</li></ul>